



発行 東京都

目次

告示

○都市計画事業の認可 (三件) ……

…… (都市整備局都市づくり政策部緑地景観課) ……

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 …… (福祉保健局健康安全全部健康安全主課) ……

○令和三年度管理美容師資格認定講習会の指定 …… (同) ……

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要 …… (産業労働局商工部地域産業振興課) ……

公告

告示

●東京都告示第七百二十四号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年五月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画緑地事業第十三号江戸川緑地

三 事業施行期間

令和三年五月十四日から令和六年三月三十一日まで

四 事業地

江戸川区江戸川三丁目及び江戸川四丁目各地方内

使用の部分

江戸川区江戸川三丁目及び江戸川四丁目地内

●東京都告示第七百二十五号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年五月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第五・五・十号堀江総合公園

三 事業施行期間

令和三年五月十四日から令和六年三月三十一日まで

四 事業地

江戸川区南葛西七丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第七百二十六号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定に基づき立川都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年五月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 立川市

二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画公園事業第三・三・二号見影橋公園

三 事業施行期間

令和三年五月十四日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地

立川市砂川町三丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第七百二十七号

クリーニング業法 (昭和二十五年法律第二百七号) 第八条の二第一項及び第八条の三の規定に基づき、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を次のように指定する。

令和三年五月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 研修及び講習の主催者の名称及び所在地 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター 港区新橋六丁目八番二号

二 研修及び講習の開催年月日並びに会場の名称及び所在地 (一) クリーニング師の研修

ア 令和三年八月十九日 日本クリーニングセンター 文京区後楽二丁目三番十号

イ 令和三年十一月十四日 日本クリーニングセンター 文京区後楽二丁目三番十号

ウ 令和三年十一月二十一日 (廃棄物の処理及び清掃に關

する法律（昭和四十五年法律
第三百三十七号）に基づく特別
管理産業廃棄物管理責任者の
資格を得るための研修（以下
「特管物研修」という。）を
含む。）

- エ 令和四年一月三十日
トヨタドライビングスクール
東京
立川市羽衣町一丁目三番四号
- オ 令和四年二月十日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- (二) 業務従事者に対する講習
- ア 令和三年七月十六日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- イ 令和三年九月十二日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- ウ 令和三年九月十九日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- エ 令和三年十月八日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- オ 令和三年十月二十日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- カ 令和三年十月三十一日
トヨタドライビングスクール
東京
立川市羽衣町一丁目三番四号
- キ 令和三年十二月一日

●東京都告示第七百二十八号
美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の
三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次の
ように指定する。

令和三年五月十四日
東京都知事 小 池 百合子

- ク 令和三年十二月八日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- ケ 令和三年十二月十五日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- コ 令和三年十二月二十三日
トヨタドライビングスクール
東京
立川市羽衣町一丁目三番四号
- サ 令和四年一月十六日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- シ 令和四年一月二十三日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- ス 令和四年二月二十日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- 三 受講料
 - (一) クリーニング師の研修 五千円
(特管物研修を含む場合 八千円)
 - (二) 業務従事者に対する講習 四千五百円

公 告

- 一 講習会の主催者の名称及び所在地
公益財団法人美容師美容師試験研修センター
江東区有明三丁目七番二十六号 有明フロンティアビルB棟九階
- 二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地
令和三年八月十七日、同月二十三日及び同月二十四日
食品衛生センター
渋谷区神宮前二丁目六番一号
- 三 受講料
一万六千円

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八
条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により次の
とおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
令和三年五月十四日

- 一 店舗名
東京都知事 小 池 百合子
(仮称) いなげや東恋ヶ窪店
- 二 店舗所在地
国分寺市東恋ヶ窪二丁目三十四番地一
ほか
- 三 設置者名
株式会社いなげや
- 四 意見書
- ア 提出者及び住所
個人
国分寺市在住
- イ 概要
高さ七メートルの店舗を、店舗東側に

<p>イ 概要</p> <p>(イ) 店舗敷地内の通路が一本しか無く、人、来客車両、荷さばき車両、自転車、バイクの全てが同時に合流することは非常に危険なため、店舗を縮小し通路を増やすこと。</p> <p>(ウ) 設置者側が示している来店経路を</p>	<p>一 店舗名 (仮称) いなげや東恋ヶ窪店</p> <p>二 店舗所在地 国分寺市東恋ヶ窪二丁目三十四番地一 ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社いなげや</p> <p>四 意見書</p> <p>ア 提出者及び住所 個人 国分寺市在住</p>	<p>ウ 収受日 令和三年四月一日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和三年五月十四日から同年六月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 (仮称) いなげや東恋ヶ窪店</p> <p>二 店舗所在地 国分寺市東恋ヶ窪二丁目三十四番地一 ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社いなげや</p> <p>四 意見書</p> <p>ア 提出者及び住所 個人 国分寺市在住</p> <p>イ 概要 開店時刻を午前十時以降に、閉店時刻は午後七時までとしてほしい。</p> <p>ウ 収受日 令和三年四月七日</p>	<p>ウ 収受日 令和三年四月七日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和三年五月十四日から同年六月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>通るとは思えず、隣接マンション周辺のスクールゾーンを含む交通量が増え、危険性が高まる。</p>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

